

静岡県部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第1号

静岡県部設置条例の一部を改正する条例

静岡県部設置条例（平成18年静岡県条例第58号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 知事直轄組織及び各部の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 知事直轄組織</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 経営管理部</p> <p>ア 組織及び職員に関する事項</p> <p>イ <u>議会及び県の行政一般に関する事項</u></p> <p>ウ <u>県の歳入歳出予算、税その他の財務に関する事項</u></p> <p>エ～キ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 経済産業部</p> <p>ア <u>農業、水産業、商工業等の産業の振興に関する事項</u></p> <p>イ～オ (略)</p> <p>(8) 交通基盤部</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ <u>農業農村整備及び農地の調整に関する事項</u></p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 知事直轄組織及び各部の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 知事直轄組織</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>議会に関する事項</u></p> <p>エ <u>県の歳入歳出予算その他の財務に関する事項</u></p> <p>オ・カ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 経営管理部</p> <p>ア <u>組織、職員及び県の行政一般に関する事項</u></p> <p>イ <u>税及び財産に関する事項</u></p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 経済産業部</p> <p>ア <u>商工業、水産業等の産業の振興に関する事項</u></p> <p>イ <u>農業に関する事項</u></p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>(8) 交通基盤部</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ <u>営繕に関する事項</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。